

滋賀県余呉町における集落再編成事業 ——集落再編成の背景と事業の問題点——

木 村 和 弘
信州大学農学部 農業土木学研究室

はじめに

集落再編成事業は、岩手県沢内村や山形県小国町などに代表されるように、全国各地で行なわれている。昭和45年過疎地域対策緊急措置法（以下、過疎法）の誕生によって、集落再編成事業は過疎対策の一環として位置付けがなされている。

しかし、過疎法では、過疎を単に高度経済成長のひずみとしてのみとらえ、居住人口の過度の減少を防止すること、また地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的としており、あたかも人口対策を目的にしているかのごとく見えるが、その根底には新全国総合開発計画（以下、新全総）によりどころをもとめ、その柱ともいうべき広域行政、生活圈構想としての拠点地区形成とそれを連絡する通信・交通ネット・ワーク形成を通しての地域開発的な考えがうかがえる。

それは、過疎法の中で主項目の一つとされ、集落再編成を規定している「基幹集落の整備および適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進する」¹⁾という項目からも明らかである。

このように集落再編成事業は、過疎法の中にくみこまれ、また過疎法適用区域外でも、その法に基本的なよりどころを求めて事業が進められている。

しかし、集落再編成が「なぜ」行なわざるを得なくなったかという集落再編成自体の背景や集落再編成とは何にかという基本的な問題点、さらに事業遂行上での計画上の問題点など種々の問題点をかかえている。

そして、そのような問題点をかかえながらも現実には、事業として全国各地で行なわれているのである。

そこで筆者らは、これら集落再編成事業にかかわる問題点を検討するために、滋賀県余呉町で行なわれた集落再編成について昨年来調査を行なってきた。

余呉町における調査は、京都大学農学部今井敏行、松村真三、山本太一の三氏と共に行なったものである。共同研究の報告は別に行なう予定であるが、本報告は筆者が分担した部分をとりまとめたものである。

集落再編成にかかわる問題点については、事例研究を通じて、その問題構造を明確にしていくつもりであり、そして具体的には、集落移転という形をとられる集落再編成において、

移転が ① 移転当事者にとってどのような意味をもつのか。② 周辺(受け入れ)集落の人達にとってどのような意味をもつのか。③ 町当局を中心とした計画者にとっての意味。等を明確にすることによって、それぞれの地域に応じた再編成を考えて行こうとするものである。

本文はこういった意味で、今まで余呉町で行なわれた集落再編成の実態調査の結果と、若干の問題点を示したものにすぎない。

本文の構成はⅠ章で集落再編成の背景について述べ、Ⅱ章で余呉町で集落再編成をするに至った地域の特徴と変貌、そして地域に対する住民の考え方について述べ、さらにⅢ章では、集落再編成事業の経過と問題点について述べた。

Ⅰ 集落再編成の背景

§1.1 山村の変化と集落再編成の要請

日本の多くの山村における生産形態は、厳しい自然条件によって農業だけの単一的な生産では生活できず、農業と林業、林業とその他という組み合わせという形を生み出してきた。このような生産形態によって今日ある山村の村落体制が作られてきたのである。

すなわち、このような生産形態を保持してゆくためには、おのずからその自然条件に適合した自律性をもった地域社会が必要であり、独立した組織を形成してゆく必要があった。それゆえ集落の形態も分散した戸数規模の小さいという自然条件下で適合できる形となったのである。

その山村の村落体制を最も特徴づけるものとしては、部落共有林であったり、旧慣によって部落で利用している入会林野であったりするが、林野を中心とした生活、生産の両面にわたる共同体的結合である。

しかし、現在このような山村における共同体的特性は崩壊に瀕している。これは山村内部からの力というよりも、外部からのインパクトによるものが大きい。そして、さらに山村の共同体的結合の基盤を構成している林野までもが山村住民の手から放れようとしているのである。すなわち、従来から山村の社会構造は、資本の側の要求を受け入れながらも、低位均衡、自己完結という山村の基盤を変えることなく、その基盤の上に立って部分的な修正や歪んだ形に変形させることによって、対応してきたのである。

その例として、部落の共同体としての仕事として行なわれてきた「林野の手入れ」「道ぶしん」「溝さらえ」等を上げることができる。これらの仕事は、外部からの強制ではなく、自律的に生産と生活を確保するための前提であったものである。しかし現在これらは兼業化、脱農化による「家」の変化や生産・生活の変化によって、部落全体で行なわれてきたものが「林野の手入れ」「溝さらえ」は森林組合、水利組合等というように部落の一体性から分岐した機能集団へと変化するとか、賦役に対する強制力を失わないために出不足金を徴収するという方向に変化している。

すなわち、部落の共同体的結合を何とかして継承させるために機能分離や出不足金等を導入して、崩壊をくい止めようとしてきたのである。

しかしながら、高度成長に伴う産業構造の急激な変化は、山村から人口を奪い、戸数人口

が減少し、山村の基盤そのものの再編成を要求するようになってきたのである。特に顕著なものとして、木炭生産に依存していた山村にその例を見ることができる。例えば、木炭生産から用材生産への転換には、植林当時の資金とその後の長期にわたる撫育に要する労力・資金が必要となり、さらに伐期にいたるまでに生活保持のための所得を得なければならない。そのためには、木炭生産を前提としてきた土地利用や経営形態の変更が余儀なくされ、これはまた林野を中軸として支えられてきた部落共同体やその維持管理体制の変換も必要とされてくる。

また戸数・人口減少によって部落構造だけでなく、生活環境をも再編成しなければならなくなってくるのである。

ここに山村の再編整備の必要性の一つが存在しているといえよう。

さらにもう一方からの再編成の要求は、行政側特に末端の市町村からの要求である。

それは、部落を行政補助機関として行政側の思うままに利用して、本来ならば当然行政の仕事として行なわれるべきものまでも部落に委任し、そして今後も委任しつづけようとする要求であり、それはとりもなおさず、行政効率の面での負荷を減少させようとするものである。

すなわち部落の共同体的結合が先に述べたように解体に瀕しており、「道ぶしん」「川ざらえ」等のような維持管理の分野で部落の共同作業として行なうことが困難になり、従来からの方向の変換を余儀なくされている。これら、部落の依存を一挙に廃し、市町村の直営事業とすることは、財政的にも人的にも困難である。それゆえ市町村の側より部落の共同体組織を再編成していく要求が出てくるのである。

§ 1.2 集落再編成の意味

前述した山村の変化によって再整備ないしは再編成が要求されているが、それでは集落再編成とは、現在どのような意味で使われているのであろうか。

現在のところ、集落再編成という用語の内容については、各研究者や事業主体の市町村によってまちまちに用いられている。そのうち代表的なものを示すと以下になるよう。

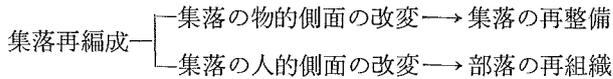
乗本は、集落再編成を狭い意味で使う場合と、広い意味で使う場合とに分けて示している。それは、

- i) 狭い意味で使われる場合……単なる集落の移転、あるいは孤立散在集落や低密度集落を便利のいい場所に集落移転させること。
- ii) 広い意味で使われる場合……住居だけでなく、道路・施設・土地のあり方等を含めたいわゆる集落構造全体を改変すること。
- iii) 地域社会の組織や制度の改変まで含む場合……ii) 以上に広い意味で使われる場合である。

そして、農山村地域における下位生活圏の整備そのものが、集落再編成であるという見解を示している。²⁾

渡辺は、村落構造を土地、施設、住居、道路を構造要因とする集落構造と範囲、制度（関係）、家、秩序を構造要因とする部落構造に分け、集落再編成とは集落の構造要因である土地、施設、住居、道路のあり方を計画的に改変する問題であると定義している。³⁾

岩手県地域開発研究会は、渡辺の所説をもとに次表のような体系化を行なっている。⁴⁾



すなわち、ここでいう集落とは、渡辺のいう村落にあたり、集落再編成とは、集落の物的側面の改変と集落の人的側面の改変の両者を含めたものとしている。

さらに安達らは、集落再編成とは、① 部落社会の諸構造を現代の経済社会に適合するように編成がえすることであり、また、② 過疎化に伴い、生活の共同体としての組織維持の困難なものについては、村の適当な場所に集団移転を行なうことであるとしている。⁵⁾

本文では、集落再編成を単に集落を移転させることによって、生活環境をよくするというだけの意味に用いているのではない。集落のもっている生活環境面の改善・向上に加えて、生産環境・社会条件の改善をも含めたものであると考えている。

すなわち、集落再編成を行なうための一手段が集落移転である。現実にはどうしても集落移転を行なわざるを得ない集落も存在しており、これらの集落に対しては移転を否定するものではない。

しかし、単に移転させることによって集落再編成が達成されるのではなく、そこには、明確な長期にわたる地域の農林業の生産対策が必要であり、この生活・生産の両対策をふまえた上で社会条件の改善が可能となるであろうと考えている。

§1.3 行政側の集落再編成へのとりくみ方

§1.1 で述べてきたように山村の変化、それを顕著にものがたっている山村からの人口の流出は、経済の高度成長の過程では当然のことであり、その経済論からすれば、山村で生じる現象は近代合理化の過程における必然的なものであったと言えよう。

そして、今、その高度成長があまりにも急激すぎたために生じた諸悪をひずみとしてとらえ、社会資本の名のもとにあたかも高度成長路線を是正するかのごとく示している。そして、それが新全総一列島改造へと続く開発路線である。すなわち、交通・通信ネットワーク形成とそれを支える柱である広域生活圏、広域行政である。

そこにおける行政の考え方は、従来行なわれてきたものとは全く異なっている。従来までの行政の考え方は、辺地であろうと可住の地であれば、満遍なく行政サービスを行なおうというのが基本にすえられており、そのために生活環境施設の整備をはかるという方針がとられてきたのである。しかし、広域生活圏、広域行政圏の中では、面倒をみる地域と面倒を見てもらうだけの地域、さらに面倒を全くみてもらえない地域に区分し、その面倒を全くみてもらえない地域、すなわち「居住環境の劣悪な小集落については、基幹となる集落等への移転⁶⁾させることによって行政サービスを得させようという考え方がとられている。そして過疎地域においても、これにより対処しようとするものである。

すなわち、生活圏、行政圏を広域化し、交通通信のネットワークが出来、中心地での諸施設の整備が行なわれれば、その利用は増大し、そこにおける資本の利益も増大する。さらに公共施設も集中でき大規模化もできる。財政的にも節約できるというように地域の住民が何を望んでいるかを全く無視した施設利用の効率をよくするという発想であり、そのための圏域の設定である。

そうなれば、当然、施設の利用が不可能な施設圏域に入らない周辺の集落については、圏域内へのかこいこみが必要となり、そこに辺地集落の移転が要求されてくる。

ここでいう再編成は集落の移転であり、前項までに述べてきたものとは異なって、単にフィジカルな面からの発想であり、その計画推進のために新たなコミュニティ形式が呼ばれているのである。

そこでは、崩壊の危機に面した集落の社会関係は無視されてしまっているのである。

これが、中央官庁の集落再編成の基本的な考え方であろう。

このような中央官庁の集落再編成の考え方に対して県段階では、若干独自の考えをもっていったように思われる。その大部分は、交通通信体系の整備に考えていたが、その地域における農林業の振興・再編成を行なうという観点からの位置づけがなされ、単なる集落の移転ではなく、通作や冬里夏山方式など実際にはなかなか困難な問題であるものの跡地処理や移転後の農林業計画などが考えられていた。⁷⁾それは、過疎化の背景には所得格差があり、格差是正のためには、地域産業の振興がなくてはならないという考え方が存在していたのであろう。

さらに第一線の市町村においては、人口流出の歯止めとしては、どのように対処するかという観点に立っており、また人口流出が進み、自力で移転する力のあるものは移転してしまい、結局部落に残っているものは移転したくても移転できない人々であり、これらの人々に対する生活機能整備をどのようにしたらよいかにおわれている。そして市町村自身でも、過疎地域に対しては、従来からの手法をもってする山村振興程度では人的にも財政的にも不備であり、十分な生活機能や生産機能の充実がはかれないとの考えが強い。

このため、市町村でとられてきた集落の再編成は、人口流出の歯止めとして、さらには行政補助機関としての部落が崩壊しきってしまう前に住民の力のあるうちに新しい転進を考えるとといった視点に立って行なわれることが多かった。

このように、中央官庁と地方公共団体で考えられた集落の再編成では、そのとらえ方には若干の異なりがあった。すなわち、中央官庁では広域生活圏の中に位置づけ辺地集落の撤退であったのに当して、地方公共団体ではその地域の産業振興を第一に求め、単なる集落の移転ではなく、その跡地利用、農林業振興までを考えたものであったといえる。

しかし、昭和45年過疎法の制定によって中央官庁の定める行政の枠組の中にくみこまれていくことになった。

地方公共団体独自の集落再編成（それは跡地利用や農林業振興をくみ入れたものであった）が後退していった、そこで作られる計画は過疎法によって定められた4つの対策⁸⁾のうちの一つ、すなわち、「基幹集落の整備および適正規模集落の育成を図ることにより地域社会の再編成」に集約せられ、どの地域の計画も内容的には同じものとなってしまった。それは、第一線の市町村では辺地集落の移転という形で受けとめられており、既在の集落内部の再編成は全くといっていい程、市町村ではとりあげられていない。

このように、現実には過疎法にのっとり、多くの集落再編成事業が行なわれているが、これらの事業を行なっている市町村の中には、いわゆる上位下達式に国の過疎法という制度に早くのことが集落再編成の成果と考え、一手段であるべき集落の移転があたかも目的であるかのように取り違えて考えている市町村も存在しているのである。

表1 余呉町の土地利用の状況

	総面積	農 用 地				山 林 (個人持)	共有林他 林 野	そ の 他
		耕作面積	水 田	樹 園 地	畑			
実 数 (ha)	16863	534	447	11	76	3950	10937	1442
構 成 比 (%)	100	3.2	2.7	0.1	0.4	23.4	64.8	8.5

* 1970センサスおよび県統計書より算定

このため余呉町の産業は、南部の旧余呉村地域の平坦部では水田農業が中心であるが、山林が大部分を占める旧丹生・片岡村地域では薪炭業を中心とする林業にたよっていた。

南部の平坦部を中心として、役場・農協などが存在し町の経済活動の中心となっている。

気候は、裏日本型で冬季の積雪も多く、滋賀県最大の積雪地域である。積雪期間は、12月から3月までで平均110日である。役場付近の町南部においても1m近い積雪をみ、高時川上流部では、3～4mの深雪となる。この割合は、「一里奥に進めば約一尺」の割で雪が深くなるといわれている。

また多雨地帯でもあり、最高降雨日数192日にもおよび、梅雨期はもちろん台風期の農作物の総実期にも降雨が多い。

夏期8月の最高気温は、28.9度で年平均気温13.3度である。4月中旬から5月初旬にかけての晩霜被害も少なくない。

§ 2.1.2 余呉町の沿革

余呉町は、22の字から成っている。これら各字は江戸時代にはそれぞれ独立して行政上の一単位であった。そして封建領主によって領有され、彦根・大津・膳所・淀・飯野の各藩に属していたが、地域的な分割ではなく、その領有関係は非常に入り組んだものであった。明治になり、廃藩置県、連合戸長役場制を経て、明治21年の町村制に基づく町村合併により、新町村造成の区域割が行なわれ、翌22年余呉、丹生、片岡の三村が誕生した。

表2に旧三村に属する各字を示した。

この行政村が、昭和28年まで続いた。昭和28年「町村合併促進法」により、昭和29年2月19日を期して三村が合併し、新生「余呉村」となった。

この合併には、冬季多積雪の広大な山間部を占める地域であるため、教育、産業などの各方面での統一困難が生じた。しかし、部落共有財産や学校は現状通りとすることで合併が行なわれた。

表2 余呉町の字区分

	余 呉 町		
旧 村 名	余 呉 村	丹 生 村	片 岡 村
字 名	中 下 八 川 坂 之 余 戸 並 口 郷 呉 戸 並 口	上 下 管 小 田 奥 鷺 尾 針 丹 丹 並 原 戸 並 見 梨 川 生 生 並 原 戸 並 見 梨 川	中 椿 柳 小 今 東 池 国 文 河 内 坂 瀬 谷 市 野 原 安 室

このため、旧村単位の意識がかなり強く残っており、また各字ごとには古く江戸時代の領有関係によってつちかわれた旧慣が残っている。

余呉村は、昭和46年4月町制をひいて、「余呉町」となった。

(集落再編成事業が行なわれた当初は、余呉村であったが、本文では以下、統一して余呉町として述べることにする。)

§ 2.1.3 人口動態

昭和31年からの各集落ごとの人口動態は、表3の通りである。

表・3 余呉町の人口動態

		昭和31年		昭和35年		昭和40年		昭和45年		人口減少率(年平均)％ *は増加を示す		
		戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	S31～S35	S35～S40	S40～S45
旧 余 呉 村	坂田	64	236	63	225	61	220	59	214	4.7 (1.2)	2.2 (0.4)	2.7 (0.5)
	下余呉	129	638	130	623	140	619	133	582	2.4 (0.6)	0.6 (0.1)	6.0 (1.2)
	中之郷	212	949	201	886	189	797	194	788	6.6 (1.7)	10.0 (2.0)	1.1 (0.2)
	八戸	30	130	29	136	28	152	28	144	* 4.6 (1.2)	*11.8 (2.1)	5.3 (1.1)
	川並	88	355	88	357	86	351	89	371	* 0.6 (0.1)	4.7 (0.3)	* 5.7 (1.1)
	小計	523	2308	511	2227	504	2139	503	2099	3.5 (0.9)	4.0 (0.8)	1.9 (0.4)
旧 丹 生 村	下丹生	44	198	42	198	41	157	35	168	0	20.7 (4.1)	* 7.0 (1.4)
	上丹生	130	583	130	584	130	534	127	521	* 0.2 (0)	8.6 (1.7)	2.4 (0.5)
	摺墨	22	94	21	85	21	81	20	73	9.6 (2.4)	4.7 (0.9)	9.9 (2.0)
	管並	78	346	76	318	80	292	69	247	8.1 (2.0)	8.2 (1.6)	15.4 (3.1)
	小原	11	49	10	51	10	48	13	40	* 6.1 (1.5)	5.9 (1.2)	16.7 (3.3)
	田戸	12	52	11	52	11	43	8	32	0	17.3 (3.5)	25.6 (5.1)
	奥川並	25	123	25	117	22	86	—	—	4.9 (1.2)	26.5 (5.3)	100
	鷺見	20	99	20	101	17	85	18	75	* 2.0 (0.5)	15.8 (3.2)	11.8 (2.4)
	尾羽梨	12	59	10	63	13	58	11	38	* 6.8 (1.7)	7.9 (1.6)	34.5 (6.9)
	針川	14	79	14	82	14	72	14	67	* 3.8 (0.9)	12.2 (2.4)	6.9 (1.4)
小計	368	1682	359	1651	359	1456	315	1261	1.8 (0.5)	11.8 (2.4)	13.4 (2.7)	
旧 片 岡 村	文室	46	204	44	193	42	175	42	187	5.4 (1.3)	9.3 (1.9)	* 6.9 (1.4)
	国安	77	319	75	302	74	280	71	269	5.3 (1.3)	7.3 (1.5)	3.9 (0.8)
	東野	85	366	87	377	83	348	85	359	* 3.0 (0.8)	7.7 (1.5)	* 3.2 (0.6)
	今市	42	196	41	202	37	166	47	185	* 3.1 (0.8)	17.8 (3.6)	*11.4 (2.3)
	新堂	39	163	39	155	37	155	38	148	4.9 (1.2)	0	4.5 (0.9)
	池原	54	210	53	202	46	169	47	163	3.8 (1.0)	16.3 (3.3)	3.6 (0.7)
	小谷	66	298	64	267	62	233	61	224	10.4 (2.6)	12.7 (2.5)	3.9 (0.8)
	柳ヶ瀬	80	313	72	268	60	193	47	141	14.4 (3.6)	28.0 (5.6)	4.1 (0.8)
	椿坂	47	225	45	215	43	172	41	167	4.4 (1.1)	20.0 (4.0)	2.9 (0.6)
	中河内	79	355	79	349	72	290	65	273	1.7 (0.4)	16.9 (3.4)	5.9 (1.2)
小計	615	2649	599	2530	556	2181	544	2116	4.5 (1.1)	13.8 (2.8)	3.0 (0.6)	
		1505	6639	1469	6408	1419	5776	1362	5476	3.5 (0.9)	9.9 (2.0)	5.2 (1.0)

余呉町役場資料より

町全体の動きとしては、昭和35年から昭和40年までの5年間の人口流出がきわだっている。

これは、いわゆる経済成長を誘因とした木炭の不振と交通条件の悪さ、冬季の多雪という自然条件を素因として、余呉町山間部の労働力の商品化が急激に高まってきたことによる人口流出であり、この形態は、通勤化という形態を通りこして一挙に挙家離村という形をとったといえる。

地域的にみると、旧村単位の特徴が明らかである。すなわち、旧余呉村地域では、昭和31年から昭和45年まで一貫して人口減少の割合は緩慢である。これは、①旧余呉村地域では水田面積も大きく、大部分が農業を中心とした部落であったこと。②地域内に北陸線余呉駅やバス路線をもっており交通条件に恵れていること。③冬季の積雪も多くないこと。などの条件によって長浜などの周辺への通勤兼業も可能であったことが有利に展開していると考えられる。特に中之郷では昭和40年から昭和45年の5年間には、人口は減少しているものの核家族化の影響とも合まって戸数は増加している。

一方、旧丹生村地域では昭和31年から昭和35年までの4年間の人口減少はきわめて少なく、奥地の小原、田戸、鷺見、尾羽梨などでは人口の増加がみられる。しかし昭和35年から昭和40年の5年間の人口減少は、前とはうって変わった急激なものである。特に奥地6集落に著しく奥川並26.5%を最高に下丹生20.7%、田戸17.3%、鷺見15.8%というようにその減少率は目をみはるものがある。これらの集落は、下丹生を除いて、耕地規模も零細で、自営木炭生産を行っていたところであり、木炭の不振、自然立地条件の劣悪さから、一機に挙家離村へと導びかれたと考えられる。そしてこの地域では、その後も人口減少は鈍化することなく、昭和40年から昭和45年の5年間で13.4%の減少率を示していることが特徴的である。この期間において、人口減少が減じ鈍化しているのは、旧村の中心地であった下丹生、上丹生の両集落である。

さらに旧片岡村地域では、平坦地で耕地も多い文室、国安、東野、今市、新堂、池原の集落と余呉川の上流部から福井県境に近い柳ヶ瀬、小谷、椿坂、中河内の集落とでは、人口減少の様相が異なっている。昭和31年から昭和35年の4年間では、小谷、柳ヶ瀬の人口減少が著しい。これは、北陸線のつけ変えにより柳ヶ瀬駅の廃止を誘因とした人口減少と考えられる。東野、今市では逆に若干の人口増加がみられる。

しかし東野、今市においても昭和35年から昭和40年の5年間では、かなり高い人口減少を示している。さらに柳ヶ瀬、椿坂を中心とした木炭生産地では、挙家離村型の人口減少が多い。

旧村を単位として、地域別の人口動態を見てきたが、それぞれの地域によって人口減少のパターンが変わっている。特に旧丹生、片岡村地域においては、早い時期から若年者の町外流出が見られた。

旧丹生村地域の最奥の針川では、昭和27年に中学校を卒業した1人が部落に残ったのが最後で以後新卒者の留村はない。

旧丹生村、片岡村地域の新卒者の動向を表4に示した。

次に産業人口について、昭和35年と昭和45年の動向を表5に示した。また昭和45年の産業別就業者数を表6に示した。

過去10年間の産業別就業者の動向は、全国の農山村と同様に余呉町においても、第1次産

表4 新卒者の動向

地域名	年 度	中学校卒業生								高等学校卒業生									
		総数	地域内			地域外			進学者	留村率	総数	地域内			地域外			進学者	留村率
			就業	内後継	者	者	計	者				計	就業	内後継	者	者	計		
丹 生	42	49	1	1	19	5	24	24	2.0	6	0	0	0	5	5	1	0		
	43	41	0	0	17	6	23	18	0	15	0	0	9	6	15	0	0		
	44	33	0	0	11	1	12	21	0	23	0	0	13	5	18	5	0		
片 岡	42	42	0	0	9	3	12	30	0	20	3	0	9	4	13	4	15		
	43	46	0	0	17	4	21	25	0	27	1	0	18	9	27	9	3.7		
	44	42	1	1	12	0	12	29	2.4	36	0	0	23	11	34	2	0		

S45.4余呉村へん地域実態調査より

表5 就業構造の変化

	年 度	総数	第1次産業			第2次産業			第3次産業					
			農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸売小売業	金融保険業	通信運輸業	電気・ガス業	サービス業	公 務
実数(人)	S35	3542	1737	618	4	5	108	300	158	20	287	9	228	67
	45	3186	1382	73	1	0	108	776	191	12	269	7	306	61
構成比(%)	S35	100	49.0	17.4	0.1	0.1	3.0	8.4	4.4	0.5	8.1	0.2	6.4	1.8
	45	100	43.3	2.2	0	0	3.3	24.3	5.9	0.3	8.4	0.2	9.6	1.9

国勢調査より

表6 産業別就業者

	年 度	総数	第1次産業				第2次産業				第3次産業							
			小計	農 業	林 業	漁 業	小計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	小計	卸売小売業	金融保険業	不動産業	運輸通信業	電気・ガス業	サービス業	公 務
総 数		3186	1456	1382	73	1	884	—	108	776	846	191	10	2	269	7	306	61
男		1592	462	391	70	1	567	—	102	465	563	99	7	2	240	7	160	48
女		1594	994	991	3	—	317	—	6	311	283	92	3	—	29	—	146	13
雇 用 者		1505	42	1	41	—	778	—	77	701	685	91	10	1	268	7	247	61
役 員		14	—	—	—	—	7	—	—	7	7	3	—	1	—	—	3	—
自 営 業 者		973	796	763	32	1	82	—	28	54	99	54	—	—	1	—	44	—
家 族 従 業 者		694	622	618	4	—	17	—	3	14	55	43	—	—	—	—	12	—

S45国勢調査より

業就業者の減少と第2次、第3次産業就業者の大幅な増加という形で出現している。第1次産業就業者のうちでも林業従事者の減少が著しく、第1次産業就業者の減少の大部分を占めている。そして、第1次産業就業者は、全就業者に対して46%を占めるだけになってしまった。さらに内容的変化も著しく、農業就業については女子の占める割合が増加し、男子の2.7倍という高率になっている。

これに対して、第2次産業特に製造業就業者ののびが著しく、林業就業者の減少分が製造業へ移行したと考えられる。

そして、第2次、第3次産業就業者は、町内に留まることなく、通勤地を町外または県外へと求めている。

§2.1.4 交通条件

町内の県道は、5路線で①武生・木之本線②下余呉・塩津浜線③中之郷停車場線④木之本・余呉線⑤中河内・木之本線である。これらの県道から派生した町道が各集落に連絡している。

このうち①の路線は、余呉川に沿って北上し、福井へと連絡する江戸時代の北国街道であり、現在は主要地方道として認定されている。また⑤の路線は、高時川に沿って北上し、旧丹生村地域を通して中河内にぬけるものである。

これらの路線では、冬季の積雪時には県土木事務所の手により除雪作業が行なわれるが、3～4mに達する積雪のため、①の路線で柳ヶ瀬以北、⑤の路線で管並以北が除雪不能となることがしばしばである。奥川並、針川などの奥地集落では冬季平均3ヶ月にわたって交通途絶状態となり集落は孤立することもある。

町内の交通機関は、鉄道と国鉄バスである。

鉄道は、昭和32年北陸線のつけかえにより、下余呉地籍に「余呉駅」が作られた。そして旧北陸線は廃線となり、国鉄バス若江線の専用路となっている。北陸線のつけかえにより、その利用が有利になったのは、下余呉を中心とする旧余呉村地域である。

旧丹生村・片岡村地域では、国鉄バスが唯一の交通機関である。バス路線は、前述の若江線の外に、木之本・中之郷・管並線（8便）と木之本・中之郷・中河内線（7便）の3路線である。

管並以北の奥地6集落は、バス路線もなく、バス利用のためには雪のない季節でも管並まで徒歩または他の手段で出なければならない。

このように交通機関、道路の状況からみて、旧余呉村地域の有利性は明らかであり、それは自然条件とも合まっている。次いで有利に展開しているのは、東野・今市を中心とする旧片岡村地域の中心部、下丹生、上丹生の旧丹生村地域の中心部、中河内を中心とする旧片岡村地域北部の順である。そして最も自然条件の厳しい上に交通条件が劣悪なのが奥川並他5集落のある旧丹生村地域北部である。

とはいうものの、昭和31年バス路線の開通にしたがって、従来は北国街道を利用しての福井との交渉が主であった北部地方は、木之本方面との関係が強まっている。ちなみに昭和40年、45年の余呉町の通勤・通学者の就業、就学先は、表7のようである。

5年間の動向は、余呉町内で就業する人が減少し、かわって木之本町、高月町へ通勤する人が増大している。すなわち余呉町隣接町村への通勤の増大であり、地方都市である長浜市や彦根市への通勤者の増加はみられない。これは、木之本のヤンマー・ジーゼルK. K.、高

表7 余呉町居住者(15才以上)の就業・通学先

		総 数	余 呉 町	西 浅 井 村	木 之 本 町	高 月 町	虎 姫 町	米 原 市	長 浜 市	彦 根 市	そ 市 の 他 の 村	福 井 県 賀 志	そ 府 の 他 の 県
昭 和 40 年	就業者(人)	3116	2415	15	182	26	31	24	291	29	11	82(77)	10
	通学者(人)	307	75	—	148	—	33	—	36	14	1	—	—
昭 和 45 年	就業者(人)	3186	2085	23	280	230	82	30	304	36	22	81	13
	通学者(人)	311	71	—	154	—	22	—	40	21	1	—	2

国勢調査より

月の日本電気ガラスK. K. 等の設置も一つの誘因であり、さらに旧片岡村、丹生村地域からの通勤が交通条件の悪さによって遠方の地方都市までのびず、周辺の町にとどまっているものともいえる。これら周辺の町村に設置された企業は、町内に数路線の通勤用マイクロバスを定時運行し、交通条件の悪い地域の人集めを行なっている。

§ 2.2 旧丹生村地域 6 集落の変化

高時川の上流部に位置する小原、田戸、奥川並、鷺見、尾羽梨、針川の6集落が集落移転をするにいたった背景についてみることにする。

§ 2.2.1 6 集落の沿革

これら6集落の起原は必ずしもつまびらかでないが、奥川並と針川他4集落とでは、その成立の事情が異なっている。

奥川並は、美濃国池田郡広瀬、横山の両村より移住してきたものであるといわれ、宮本常一によれば「美濃の方より山をこえて移住してきた村であり、はじめは木地業をしていたと思われるが中途から炭焼きの村にかわった。この地は彦根藩領であったが彦根城下への炭の供給を命ぜられて炭焼きを生業とするようになった⁹⁾」と述べている。

奥川並には、現在でも昔より伝わる「きかご」作りがあり、その昔木地業を行なっていたことの面影を残している。

針川他4集落の成立は明らかでないが、200年頃(仲哀天皇の頃)には北国街道が高時川に沿って通っており、これらの集落がこの街道によって福井方面から入ってきた人達によって作られたものと言われている。その後、北国街道が椿坂峠の開通によって中河内から柳ヶ瀬を経て木之本に至る道に変わっていくことによって針川他4集落は孤立性が増してくるのである。

江戸時代になると、針川、尾羽梨、鷺見、田戸、小原の部落は、上丹生と従属関係にあり、これら5部落が木を切り流して上丹生で炭を焼き、炭料を上丹生に納めることになったということが文書に記されている¹⁰⁾。

奥川並は彦根藩に、針川他4集落は大津藩に領有されており、奥川並と針川他4集落との関係は、奥川並住民の通路にあたった田戸、小原を除いて他の3集落とは全くなかった。このことが、今回の事業においても奥川並の独立性を強くした要因の一つであるが、このことについては後述することにしよう。

このように、部落間の関係のあるなしにかかわらず、6集落は、既に江戸時代より「木炭生産」によって部落の社会経済が支配されていたのである。

§ 2.2.2 土地利用と木炭生産の変化

6集落の土地利用の状況を表8に示した。

耕地面積は、狭少で1戸平均水田36a畑10a計46aである。水稻反当収量は、250～300kgである。このため冬期の飯米程度にしかならず、生活はもっぱら木炭生産の収入にたよっていた。

木炭生産は、無雪期に原木の伐木から製炭までを行ない、積雪期は、木炭包装用のタワラ、ワラジあみをするという形態がとられていた。

木炭生産に必要な原木は、部落共有林を各戸に割山して、そこから採取している。

部落共有林は、6集落を特徴づけるもので、その面積は広大である。実測はほとんど行なわれていないが、登記面積の約10倍程度であろうと推定されている。

全国および滋賀県の木炭生産の推移、木炭価格を表9に示した。

木炭の動向は、全国的に昭和32年頃より衰退していくが、これらの集落の場合は、それが若干遅れている。

6集落の木炭出荷量（農協取扱い分）は次のようである。*（1俵は15kgづめである）

表8 6集落の土地利用状況

（単位：0.1ha）

集落名	耕 地				耕地以外の 土地・ 山 林	共有林 (注)	
	耕地計	水 田	樹園地	畑			
奥川並	30	27	—	3	4021	1210	(注) 共有林については、聴取結果とセンサスの結果とは一致せず大きな異なりがある。ここでは、センサスの数字をあげた。
針 川	14	12	—	2	71	6400	
尾羽梨	17	14	—	3	278	7000	
鷺 見	57	45	—	12	5974	2600	
田 戸	11	8	—	3	172	590	
小 原	21	14	—	7	363	60	

1970センサス集落カードより

表9 木炭生産高および木炭価格の動向

		昭和20	25	30	35	36	37	38	39	40	41	42	45
生 産 高	全 国	万 t 114.5	186.6	208.9	150.4	126.4	111.6	90.9	72.5	55.9	51.6	45.0	17.5
	滋 賀	t 19295	15741	14815	10167	9039	8223	7410	6765	4600	3398	3362	549
黒 炭 山 元 価 格 *		—	円 295 (S28)	268	367	425	415	—	—	429	488	533	591

* 岐阜高山の例 円/15kg (1俵)
全国燃料協会資料

* 農協丹生支所の取扱い担当者より聴取り

昭和36年頃まで	約55000俵
昭和40年	約40000俵
昭和42, 43年と減じ, 奥川並移転のあと	
昭和45年	6000~7000俵
昭和46年	3000俵

昭和47年には, 炭焼きをする人が存在しなくなり, 農協でも木炭の取扱いを中止するにいたっている。

§2.2.3 部落生活

6集落における共同生活の種類等を表10に示した。部落内の各戸には, 木炭生産高の大小はあったものの全戸が木炭生産に従事していたので, 古くからの共同体的の制約のもとでの生活が行なわれてきた。

それは前述したように行政サービス, 社会保障の不十分さが部落の共同生活を必要とし, また木炭生産のための土地利用(割山利用)が住民の自由な行動の制約でもあり, さらに近年では, 木炭生産の先行き不安に対する一種の鎮静剤でもあったといえる。

部落の共同作業としては, 表10に掲げたように道路補修, 除雪, 社寺の世話, 共有林の維持管理, 屋根のふきかえなどであり, これらの内容について2, 3見てみよう。

①道路の補修……管並より奥地6集落に通ずる道路は, 県道, 村道であったが, 春の雪どけをまって, 各部落の住民の出役により道路の補修が行なわれてきた。特に春になると融雪水の流出により道路の損傷は著しく, 各部落とも2日から多い場合は20日もかけて道路補修が行なわれている。

これらの道路の維持管理は, 本来その道路の管理主体である行政体によって行なわれるべ

表10 部落の共同作業等

集落名	神社	例祭日	共有林	共同作業		運 営	役 員
				種 類	日 数		
奥川並	八幡神社 野 神	4月14日 11月24日	約2000ha	<ul style="list-style-type: none"> 道ぶしん 冬季の除雪 共有林の手入れ 社寺の世話 積雪時の郵便人足 	約20日	不 詳	<ul style="list-style-type: none"> 区 長 区長代理
		8月16日					
針川	八幡神社 野 神	4月5日 8月16日	約2000ha	<ul style="list-style-type: none"> 道ぶしん 冬季の除雪 山の手入れ 社寺の世話 	10日	<ul style="list-style-type: none"> 正月および祭の寄り合い 毎月16日常会 	同 上
尾羽梨	日吉神社 野 神	4月14日 8月24日	1500ha	同 上	10日	<ul style="list-style-type: none"> 正月および祭の寄り合い 毎月16日に会食他に9日, 24日にもあり 	<ul style="list-style-type: none"> 区 長 区長代理 年番(幹事役)

きものであるが、住民にとっては、道路がさしせまって必要であり、行政体がやってくれるのを待ってなどという呑気な気持ちで待つ程の余裕がなかった。

これらの部落では、各戸1人ずつといった単なる義務的な出役ではなしに、必要にせまられたものであったために一家総出、部落中の人間総出で仕事が行なわれたのである。

②冬の助け合い……これら6集落は、前述したように積雪期においては、バス発着のある管並までの徒歩路を確保しなければならない。管並からは、道路も舗装され冬期の交通も確保されている。

学童も小学校1～4年生は各部落にある冬期分校に、5、6年生は小原分校の寄宿舎に、中学生は鏡岡中学校の寄宿舎に入ることになる。

積雪時には、6集落とも完全に孤立してしまい、特に奥川並の場合、郵便物もとどけられず、田戸までとりに行かねばならない。そのため、各戸より郵便人足が出た。これは3日に1回の割で出役し、田戸まで3～4時間を要している。1人では危険なため3人1組で道あけを行ないつつ田戸に到るといった状態であった。

昭和38年1月豪雪の際には、電話まで不通になり、15日間も完全孤立の状態となったこともある。また、部落内で病人の出た場合など部落をあげて道あけを行ない、田戸、小原と下流の部落にひきついで町の中心地中之郷の診療所まで運ぶという方法がとられた。

また針川、尾羽梨、鷺見にしても同様で、病人の出た場合は、下の部落に連絡して、下の部落までを部落全員で道あけを行ないつつ運び、そこでひきついで下の部落へという連携的な方法がとられた。

③部落の年中行事（尾羽梨の例）……尾羽梨の年中行事は、正月、日吉神社の例祭日である4月14日、野神の例祭日である8月24日に代表されている。さらに各月16日には、「お講」と称して、全戸が仕事を休んで会食をするといった習慣があった。さらに月によっては9日と24日が加えられていた。この会食は年番（その年の幹事役）の家で行なわれ、飯だけを各自が持ち寄って行ない、昔はこの席で飲酒も行なわれていた。

この習慣は、丹生地域では旧くから行なわれ、他の部落では「ムラヨリ」と呼ばれている。

§2.2.4 共有林の処分

経済の高度成長を起因とした農山村からの労働力の収奪と石油、電気、ガスの進出による木炭生産の不振、さらには消費財の進出による家計費の増大、教育費の増大により、表9に示した程度の木炭価格の上昇では生活が維持できないという形で、これら部落を包むのである。これによって部落崩壊の過程を進むのであるが、各部落ごとにそれは若干の異なりを示している。

それが顕著に表われたのは針川・尾羽梨の2部落である。

針川は、昭和41年に共有林の一部を、尾羽梨は、昭和42年に共有林1080haをそれぞれ国へ売却して、今までの木炭生産に変わって国有林の山林労務につくという形態をとりだしている。

共有林が売却されたこの段階で、両部落とも拳家離村は生じていない。これは共有林を全部売却したのではなく、残りの共有林が現金換金物としてあり、その権利を保持するために部落に停まる必要があったといえる。*

* 両部落の共有林権利者：針川14戸尾羽梨9戸

そして周辺町村への工場進出もあり、それら工場への通勤者が出てきても、家はそのままとし、冬期は町の中心地へ出て下宿をするという二重生活を行なう人も出現したのである。

一方奥川並では、昭和40年からの離村が著しい。これは前述の木炭の不振とともに6集落の中でも自然立地条件の悪さから、周辺町村に進出した工場への勤務という就業方法の転換からの挙家離村と考えられる。さらに離村した人も、長浜市や木之本町という周辺町村に多く居住しており、離村後も共有林の権利が保持できた。他方、残留している人達は、木炭生産にしがみつき、残留者が共有林の権利において有利に展開させるために、また冬期の共同作業のために一層の団結が要求されたのである。

このように、昭和41年から42年にかけての針川・尾羽梨にみられる一部共有林の売却は、木炭の自営生産者から賃労働者化を進め、これによって部落全戸が同じ志向をもって木炭生産を行っていた共同体的な結合にひびが入ってくる。すなわち、尾羽梨では神社の仕事や「お講」の行事の簡素化が行なわれ、毎月16日の会合が行なわれなくなる傾向を示してきた。

そして針川では、昭和45年再度共有林を国へ売却している。両2度にわたる売却面積は約1000ha余であり、大部分の共有林が売却された。この売却代金をもって集落移転費用としている。

また尾羽梨でも、昭和46年残りの共有林590haを国へ売却して全ての共有林を失ってしまった。

これら一連の共有林売却の方法は、保安林整備臨時措置法に基づくもので、まず事前に共有林を保安林として指定を受け、同法による民有林買入れ措置によって国に買入れてもらうという方法がとられている。尾羽梨の2回目の売却の場合、昭和46年4月6日付で売りわたしの申し込みを行ない、昭和47年1月24日国有地編入の権利移転が終了している。面積は台帳面積1,909,790m²に対し実測面積は5,903,507m²であり、国の買入れ価格は土地45,953,000円立木1,247,000円、計47,200,000円であった。

このような共有林売却によって、共有林によって支えられていた共同体的な部落意識は消滅し、共有林を維持管理するために一部落を形成する必要もなくなってしまったのである。

それゆえ、集落移転に際しても部落ぐるみの移転の必要性もなかったし、また余呉町内に移転する必要もなかったのである。

一方、奥川並では、昭和42年に矢橋林業*に約1,000ha**の立木を売却している。これは離村した人の割山分の立木売却と思われ、売却代金は部落運営費やその後の集団移転費用となった。

§2.3 居住地についての住民の意識

町当局は、昭和45年5月へん地振興対策の一環として、旧丹生村、片岡村地の住民を対象に「住民意識アンケート調査」を行なった。

ここでは、その調査結果を考察してみる。

「住民意識アンケート調査」は2部より成っており、これはその第1部である。旧丹生村、片岡村地域の全世帯から、1/10の抽出を行ない、丹生区37世帯、片岡地区54世帯、計91世帯

* 矢橋林業株式会社：チップの生産を行なっている。

** 立木売却面の詳細は不明である。地元住民の立会いのもとで、この沢からこの沢までというように決めている。

表11 回答者の職業・年齢構成

	総 数	15～19才	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～才
農 林 専 業	8				2	3	3
第 1 種 兼 業 (農 林 主 兼 業)	13			3	4	4	2
第 2 種 兼 業 (農 林 従 兼 業)	67		1	15	24	20	7
賃金および俸給者	2				1		1
そ の 他 自 営 業	1				1		
計	91		1	18	32	27	13

の世帯主に対して行なったものである。これによって、両地区の大まかな特性が把握できるであろうと思われる。

回答者の年齢、職業構成を表11に示した。

§2.3.1 定住性について

現在地での居住については、図2に示す通りである。

「住みたくない」と考える人は少ないが、「住みたくないが、しかたなく住んでいる」と考えている人を加えるとほぼ半数の人達が現在の居住地を嫌っているといえる。

地区別にみると、図3のようで、両者にはかなりの差があることがうかがえる。

また職業別には、兼業依存度が高まるにつれて、現在地に住みたくない、または住みたくないが、しかたなく住んでいると考える人が多くなっている。そして、住みたくないと答えた人は、全て兼業世帯である。

内容的に、「今後とも住みたい」と答えた人の理由をみると、「生活が一応安定している」(36%)、「先祖伝来の土地または血縁の関係の人が多いから」(29%)、「生活環境がよい」(16%)の順となり、「地域発展の希望がある」とか「将来の農林業発展の希望がある」というのは合せて16%しかない。

そして、専業層や一種兼業層では、将来の農林業の発展に対して希望をもっているが、兼業依存度の高い二種兼業層さらに俸給、賃金収入者では農林業に対して全く希望をもっていない。二種兼業層の人の特徴は、「先祖伝来の土地または血縁の関係の人が多いから」と答える人の多いことである。

そして、丹生地区の人で「生活環境がよい」「地域発展の希望がある」と答えたのは僅か1人である。

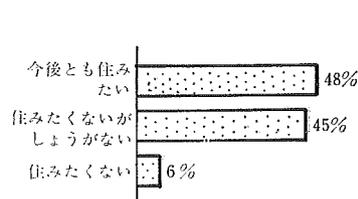


図2 定住性

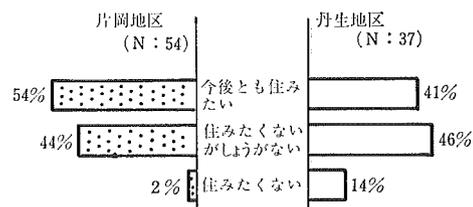


図3 地区別の定住性

次に「住みたくないがしょうがない」と答えた人の理由をみると、「移転資金のめどがつかない」(39%)を筆頭に、「どこに行っても大して変らない」(29%),「よそに行くのが不安だから」(17%),「先祖伝来の土地だから」(12%)の順である。このうち「移転資金のめどがつかない」と答えた人のうち半数以上が丹生地区の人であり、丹生地区では二種兼業層を中心に移転資金のないため、しかたなく住んでいるといった感じが強い。

さらに「住みたくない」と答えたのは、大部分が丹生地区の人であり、兼業層である。その理由も「通勤に不便」「いまの職業に対する将来の見通しがない」「子供の教育に困る」という順である。そして、これらの人達に対して、「それではどこに住みたいか」と聞いた。その結果、町内と答えた人は30%で、残り的人達は余呉町以外の県内または県外と答えている。

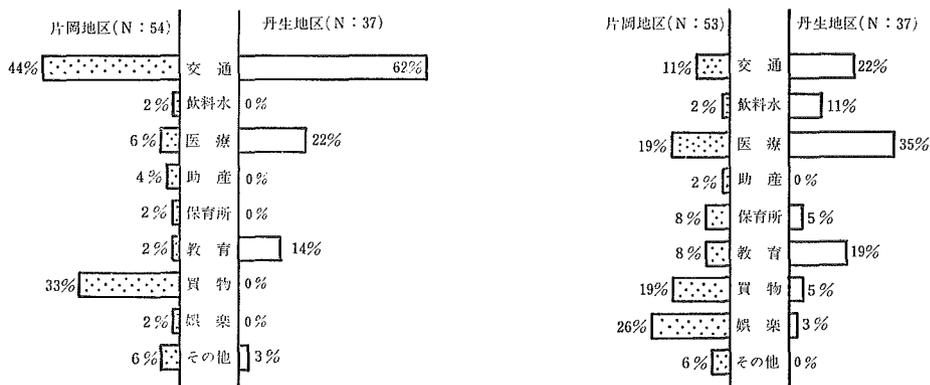
§2.3.2 日常生活上困っている点

交通、医療、飲料水、教育など10項目を示し、日常生活上一番困っている事柄から順位づけを行なってもらった。その結果、1位、2位にあげたものは図4の通りである。

両地区とも、交通問題が日常生活に一番支障をきたしている。これは、両地区とも冬季には2mをこす積雪により交通の途絶がしばしば生ずるため、交通の確保を望んでいるためである。

さらに医療については、丹生地区では役場所在地の中之郷の診療所を利用するしかなく、丹生地区最北の針川から21kmの距離にあり、自動車でも1時間の所要時間となる。さらに冬季の積雪時の交通途絶の瀬発によって、医療に対する不安は著しく増大するであろう。片岡地区では、東野に診療所があり、周辺の集落では、それ程不安はないものの奥地の中河内、椿坂、柳ヶ瀬の集落などでは診療所までの距離もあり、丹生地区と同様に冬季の交通途絶も生ずるため、医療に対する不安は大きいものと思われる。

さらに教育については、両地区の北部では冬季分校を各集落内に設置、または複式学級、小学校時からの寄宿舎生活などを余儀なくされ、加えて昨今の教育費の家計におよぼす影響も増大するなど教育に対する不安が増大しているのである。



(イ) 第1位にあげたもの

(ロ) 第2位にあげたもの

図4 日常生活上困っている点

次いで困窮度の高い買物、娯楽についてみると、これらに対して困っていると答えた人の大部分が片岡地区の人である。丹生地区では、これらの項目の順位は低位である。すなわち、丹生地区では買物、娯楽などというよりも、もっと生活における基本的な交通、医療といった問題の方が切迫しているのである。道路の確保、交通機関の確保が得られれば、それに伴って副次的に買物、娯楽といった問題がある程度解決されるであろうと考えているのではないだろうか。

§ 2.3.3 共同生活上の問題点

現在共同生活を行なっていく上で問題があるかとの質問に対する結果は、図5の通りである。問題がある、または将来は問題があると答えた人が大部分であり、その原因を後述するが、居住地から人口が減少するからと考えている人が多い。

共同生活上で問題があると答えた人に対して、その理由を問うた結果は図6の通りである。片岡地区と丹生地区とでは、若干理由に異なりがある。

丹生地区では、道路補修、除雪の共同作業が筆頭にあげられているのに対して、片岡地区では、社寺、共有林の維持管理の共同作業を筆頭にあげている。

丹生地区で、道路等の共同作業をあげているのは、前項 § 2.2.3の②、§ 2.3.2で述べたような理由と同様であろう。

また、片岡地区で社寺、共有林の維持管理の共同作業を筆頭にあげているのは、両地区ともに広大な共有林をもっているが、片岡地区では丹生地区に比して人工林化が進んでおり、そのための共有林等の共同作業が必要であり、それに対する困窮性が高いためであろう。さらに火事や風水害の際の共同作業については、現在まで片岡地区で大火災が多く、火事の際の共同作業の必要性を痛感しているであろう。

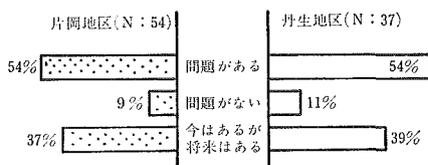


図5 共同生活上の問題点

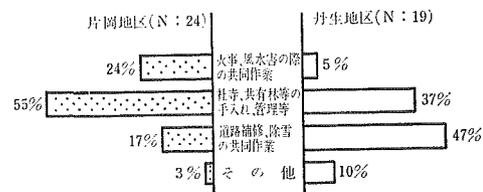


図6 共同生活上困っているもの

§ 2.3.4 居住地の将来

居住地の将来に対する結果は、図7のよう形で、「発展する」と考えている人は、片岡地区の人で、それも僅かである。

丹生地区では、居住地に対してかなり悲観的である。

「現在より悪くなる」と答えた人の理由は、「人（特に若い人）が減少する」（56％）を

第一にあげ、以下「自然条件が悪いから」「農林業に希望がもてない」「生活環境が悪いから」「その他」の順である。

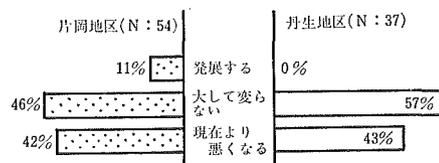


図7 居住地の将来

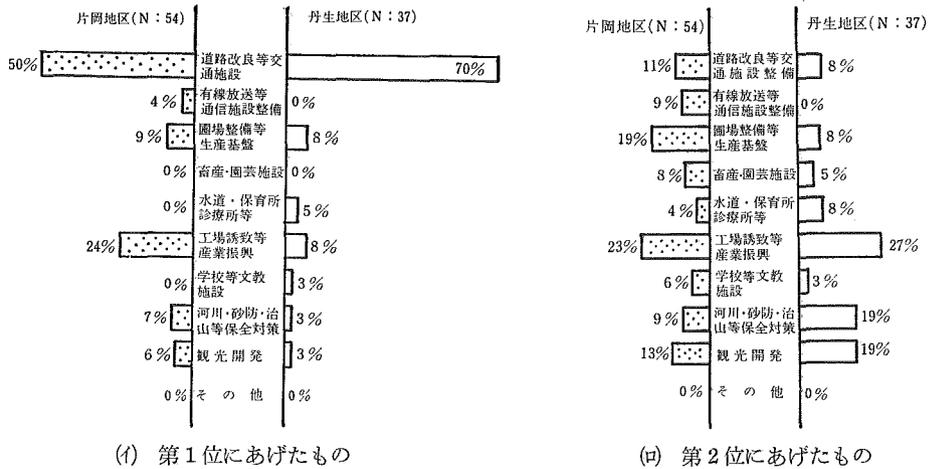


図8 町がとるべき施策

§ 2.3.5 居住地をよくするために町がとるべき施策

道路改良, 生産施設等10項目を提示し, それらに順位をつけてもらった。第1位, 第2位にあげたものを, 図8に示した。

道路改良等交通施設整備に対する希望が高く, 丹生地区では70%にも達している。これは, 前項 § 2.3.2に表われている結果を反映している。

§ 2.3.6 将来期待する産業

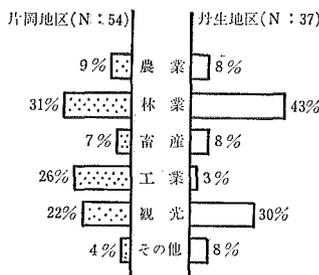


図9 期待する産業

両地区において将来の産業としては, 図9のような産業があげられる。

「林業」「観光」「工業」という順で希望者が多い。「林業」と答えた人は, 農林業専門層の占める割合が多く, 兼業度合が高まるにつれて, その割合は減少している。また「観光」と答えた人は, 2種兼業層が多い。

丹生地区では, 「林業」「観光」の2産業が過半数を占めている。この理由として, 「林業」は各部落が広大な共有林を有することに基づいているためと思われる。また「観光」は, 当地区が高時川に沿って散在しており, 昨今の「つりブーム」のため県内外からの観光客が多数入りこ

んでいることから, 「つり」から「水環境」を売りものにした観光を望んでいるものと考えられる。

一方, 片岡地区では, 「林業」を第一に, 「工業」「観光」という順になっており, 「林業」については, 丹生地区同様広大な共有林を各部落が所有しているためと思われる。次いで「工業」をあげる人が多いのは, 片岡地区最奥の中河内でさえも集落内に工場を誘致しており, なんとか部落内での人口吸収をさせたいと考えているものと思われる。

さて, 「林業」を将来の産業と期待する人が, どのような経営形態を考えているのかとの間に対しては, 図10のような結果が得られた。

分収造林を望む人が圧倒的に多いことが注目され、それは片岡地区に特に多いことである。これは、当地区が早い時期から国の官行造林や県造林公社による公社造林が行なわれていたことが大きな原因であろう。このような公共的機関の手による分収造林を望む一方で、地域の人達は、国なり公社なりのもとで山林労務につくのかどうか問題となろう。しかし、このアンケートでは、この点については不明である。しかし、分収造林を望んでいる階層が兼業層に多いということからみて、単に財産形成、資産保持型の林業経営の域を出ないのではないかと思われる。

また、自力造林を希望する人達にとっても、伐期に達するまでの経営と生活を保持することが出来るかということが問題となろう。

さらに、「林業」について期待する人の多い「観光」については、それらの人達が「観光」に対して、どのようなイメージを持っているのか、このアンケートでは不明である。しかし、過疎あるいは辺地といわれる地域にとって、休養地や観光地としての華やかなイメージ作りが魅力あることであろうと、ある程度納得できても、その休養地や観光地はといった地域の住民にとって、どんな役割をはたすのであろうか。従来、全国の辺地、過疎地の各地でみられてきたように、観光資本、土地買占資本にもっともらしい口実を与えかねないようであるし、また、これら資本による植民地主義的な開発のもとでは、決して地元の発展につながらないであろうし、逆に地元住民の生活の破壊への道ともなりかねないという危険を含んでいることを考慮せねばならないであろう。

III 集落再編成事業

余呉町の集落再編成計画は、奥川並、針川、尾羽梨、鷺見、田戸、小原の旧丹生村地域の奥地6集落を対象として計画された。

これらの集落は、前章でみてきたように自然立地条件は余呉町の中でもまた旧丹生村地域の中でも最も厳しいところである。

事業として昭和44年奥川並、昭和45年針川、昭和46年尾羽梨の集落移転が行なわれた。次いで昭和47年に鷺見、田戸、小原の集落移転が計画されていたが、住民の意見がまとまらず計画は実施にうつされないまま中断して今日に到っている。

ここでは、集落移転の行なわれた奥川並、針川、尾羽梨の3集落について、事業の経過について述べよう。

この計画は過疎法にもとづいた集落再編成事業の計画ではない。これは昭和44年という時期からも明らかであるし、また昭和45、46年と行なわれた針川、尾羽梨についても、過疎法の中で行なわれたのではない。

余呉町の場合、旧丹生村・片岡村地域について言えば、昭和35年から昭和40年の国勢調査における人口減少率は、10%を超えているが、町全体の人口減少率は10%に未たず、このた

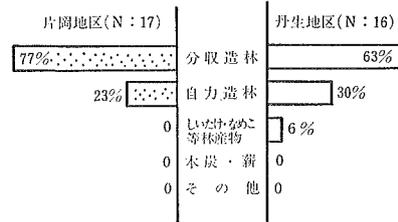


図10 希望する経営形態

め過疎法の適用は得られず、この集落再編成事業は町単独の事業として計画されたのである。

§ 3.1 集落再編成事業までの経過

昭和44年、余呉町の集落再編成事業は実施にうつされた。しかしこの事業が行なわれる以前に町当局（当時はまだ村）が6集落に対して、どのような振興計画をもっていたのであろうか。

町の計画の中で集落再編成計画がどのような経過をへて立てられたのかをみてみよう。

まず第一にあげられるのは、余呉村山村振興計画¹¹⁾である。これは昭和43年2月、県に提出して事業を実施しようというものである。

この計画は旧丹生村・片岡村地域を対象としており、これらの地域は冬季交通も途絶する辺地度の高い地域であり、第1次産業を中心としているが、経営規模の零細性、土地基盤の未整備等により生産所得は県平均以下である。また社会環境も人口密度の稀薄、集落の分散のため公共投資を困難にし、その整備が立ち遅れているという現状認識の上に、山村振興の基本方針とし、第一次産業を主軸にその生産基盤の整備、経営の近代化、協業化等生産性の向上と農林家の所得の増大を図る一方、道路整備等の社会環境施設の整備を進めて生活文化水準の向上を図るとしている。

振興計画の概要を図11に示した。

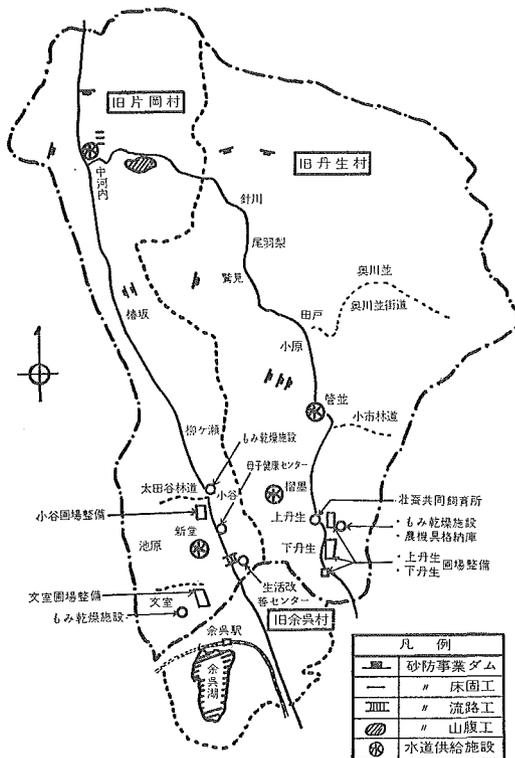


図11 余呉村山村振興計画概要図

しかし、この図からわかるように奥地6集落に対して直接的に事業を実施する計画は立てられておらず、これによって恩恵をうけるということはほとんどない。

このことは、この時期において村当局は奥地振興はこの程度の対策ではとうてい不可能であると考えたか、または、この程度の事業をもち込むこと自体にもかなりの困難を予知していたためではなかったのだろうか。

村当局としては、もっと抜本的対策すなわち集落移転をという考えがあったのである。

このことは、同じ時期に作成された村の土地利用計画や住宅計画において述べられている¹²⁾。すなわち、土地利用計画では「中之郷の住宅地附近を奥地住民の転出者および近効市町村に通勤する二・三男の住宅地とし、更に教育文化の中心地域として利用をはかる。」と述べられているし、住宅計画でも「奥地住民の移住と農家二・三男対

策のため、本村中心部に20戸程度の公営住宅を建設する」と述べられ、村当局が基本構想として昭和42年頃より中之郷附近を移転場所と考えていたことを示している。

これには、村当局の「山村部落は、放任すると力のあるものは出てゆき、力のないものだけが残る。そうならぬように対策を講ずることが我々の義務だ」とする考えがあり、ここに集落集団移住＝集落移転という構想が示された。

しかし、集落移転にしても当時は過疎法の制定前であり、そのための助成の問題など村単独で行なうには多くの問題があった。

また集落移転の構想と同様に

- ① 部落農地の高標高水田を利用したワサビ田造成
- ② 6部落地区を流れ琵琶湖にそそぐ高時川を利用したダム建設（このダムは琵琶湖の水源涵養の意味をもつもので、その補償金をテコとして部落振興ないし部落移転を副次的にはかろうとするもの）

などの構想をいただいていた¹³⁾。

これらの構想を持ちつつも実施上の決断を下しかねて、昭和43年8月、山村振興調査会に奥地6集落の山村振興に関するコンサルティングを委託した。

その調査結果をまとめたコンサルタント意見書¹⁴⁾は昭和43年10月、村に提出された。その内容は「全戸移住による村内新部落建設計画」ともいうべきもので、骨子は、

- ① 6部落全戸の移住をはかること。
- ② 移住先は村内の南部、すなわち中心地帯とすること。
- ③ 就業については、二つの途を考えること。すなわち、一つは現在の農耕・林業は新住居から通勤的に継続すること。二つは新住居地附近の工場に就業すること。

からなっている。

ここでは、村が構想としてもっていた、ワサビ田造成などの振興策については、「ワサビ田を生業とするには1戸平均30a位は必要であろうが、その造成には10a当り200万円外の費用を要する。6部落の場合、このような巨額の投資にたえる能力はないし、あえて試みる事ができたとしても、それは火中の栗を拾うに等しい危険策である」¹⁵⁾として否定している。

また、この意見書では6集落において、面積的にも社会経済的にも大きな比重を占めていた部落共有林については、なんら述べられていない。

このコンサルト意見書からは、6集落において単一作目での生産地形成が行なわれない限り、農林業での振興はできないのだという印象をうける。まさに主産地形成ができない地域は切りすてるのだという考えがうかがえるのである。

これら集落においては単一作目で振興を考える限り、この意見書にあるようにそれは否定されるであろう。しかし、このように耕地は少ないが、共有林が広大な面積を占める地域においては、林地を利用した複合経営が考えられはしなかったのだろうか。

ともあれ、村当局はこのコンサルタント意見を受け、6集落集団移住という案を固めたのである。その方法について村議会と協議を重ねている。

一方、昭和44年1月、奥川並は、「15戸力を合わせて部落ぐるみで移住したいから土地を斡旋してほしい」との申し出を行なった。

この申し出を受けた村当局は、村議会に特別委員会を設定、昭和44年4月に奥地6集落の代表と集落移転について話し合いがもたれた。その結果、6集落の中でも地理的条件の悪い奥川並の対策は急を要するとの判断を下す一方、この奥川並集落移転をモデルケースとして実施することに決められたのである。

§ 3.2 奥川並、針川、尾羽梨の移転

3集落の移転の経過及び事業費について表12、13に示した。

奥川並の場合、移転にふみきった直接の要因は、人口減少によって冬季の除雪などの共同作業の人手がなくなったことにある。すなわち、昭和44年には戸数15戸人口75人となり、さらに同年中に4～5戸の離村が明確になったのである。

そして昭和44年1月町当局に対して部落ぐるみの移転をしたいので土地の斡旋をしてほしいとの依頼を行なったのである。

同年11月には今市の元電々公社中継所の官舎に移転が行なわれたのである。

奥川並の移転の申し出からわずか10ヶ月という短期間で移転が行なわれたのは、部落側からの強い働きかけがあったものと考えられる。その強い働きかけの原因は部落共有林の問題であろう。共有林権利者30戸のうち昭和44年中に予定された4～5戸の流出によって、2/3の権利者が村外者になり、在村者による共有林の管理が困難になり、さらに共有林についての発言力が弱まり、著しく不利になると考えたためであろう。

そして、移転先が今市へと決められたのもこのためであろう。

当初、町当局が奥地6集落の移転先と考えていた中之郷附近に移転先が得られなかったの

表12 事 業 経 過

年月日	事 項
44. 1	奥川並部落・集団移転を決議し、町当局へ集落移転の要請をする。
44. 4	移転用地の選定、候補として今市・東野・中之郷が上げられ、そして今市に決まる。
44. 8. 20	今市の土地・建物の買収決定
44. 11. 15	住居の修理完了、入居順位抽選
44. 11. 25	奥川並離村式
44. 11. 30	移転完了
44. 12. 1	和訪電子KKの誘置・創業開始
45. 4	針川より町当局へ集落移転の要請をする。
45. 4	中之郷公営住宅用地買収交渉
45. 8	公営住宅工事開始
45. 8. 26	東野分譲地の土地買収
45. 11. 30	公営住宅竣工
45. 12. 9	針川の移転、公営住宅の入居
46. 1. 16	東野分譲地の宅造開始
46. 3	東野分譲地の個人住宅建築
46. 11	尾羽梨移転9戸のうち五戸中之郷の公営住宅入居4戸は他へ
46. 12. 1	中之郷の公営住宅より東野へ転居 〔針川11戸のうち 10戸 〔尾羽梨5戸のうち 2戸

表13 事業実績

		公営住宅建設	集団移住地造成	個人住宅建設	既設住宅取得改修	移住見舞金	資金借入金 利子補給
事業主体		町	町	町および個人	町	町	町
管理主体		町	町	個人	個人		
受益戸数		36	34	12	11	35	12
総事業費	事業量	36戸	13,223m ²	12戸	11戸	35戸	12戸
	単価	1,586千円	1,606円	5,044千円		50千円	243千円
	事業費	57,096千円	21,241千円	60,528千円	12,865千円	1,750千円	2,916千円
概要		<ul style="list-style-type: none"> 簡易耐火構造 2DK34m² 	<ul style="list-style-type: none"> 一区画91坪 宅地34区画 道路敷 2,677m² 	<ul style="list-style-type: none"> 元電々公社宅及び公舎の取得 土地付 修繕して個人に分譲 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 集団移住促進資金借入金利子の町負担分（2%） 	

は、昭和44年中に移転を行なうという枠にしばられてしまったからである。

すなわち、町の構想としてもっていた中之郷公営住宅の建設は、公営住宅法による補助金申請を前年度中に行なわねばならないという手続き上の問題で、年内の着工が困難であったこと、また公営住宅予定地の土地の先行取得も行なわれていなかったことによって今市に決定されたのであろう。

さらに今市に移転したのちも、奥川並を一つの行政区として独立を希望したのは、やはり共有林を保持し最後まで残った人に、その権利の上で有利に展開させようとの力が作用したためであらう。

そのための証として神社も移転させたのである。

針川の場合、奥川並の移転が行なわれた昭和44年11月頃には、集落移転が話題としてもちあがることがあっても、針川自体の集落移転として具体的な話は行なわれていない。しかし、部落リーダー層と村当局、特に村長との間では針川の集落移転についての相談が行なわれている。これが昭和45年春までに急速に進展し、同年4月に針川から集落移転の要請として村当局に提出されるに至ったのである。

当初村の計画では、移転先は中之郷に公営住宅を建設して入居するという計画で進められてきた。その後昭和45年8月頃より、①中之郷に公営住宅を建設して入居する。そして②昭和46年以降に東野に宅地造成を行ない移住者のうち資力のあるものは自己資金で個人住宅を建設する。という2段階で実施されることに計画変更がなされている。

住民も昭和45年7月までは移転後中之郷に住み続ける考えであった。それが前述のように2段階で実施されるように計画変更されたのは、なぜであらうか。

たしかに、公営住宅は第2種住宅で、構造は簡易耐人構造2DK、1戸当り面積34m²と移転前の住居と比して著しく狭少であり、住宅に対する不満もあった。しかし、この不満だけで当初の計画が変更されたことは考えられない。

そこには当然個人住宅建設の資金確保の裏付けがなければならない。針川の共有林売却に

については、多くの資料は得られなかったが尾羽梨の例などから推察すると、2度目の共有林売却は、昭和45年初めに国(営林局)へ買入れの申請が出され、それが内定したのが8月頃と推定される。*これによって共有林売却代金が入ることがわかり、東野に個人住宅を建設することになったものと考えられる。さらに、中之郷の公営住宅の用地取得の交渉が難行したため、用地買収の容易な東野をも移転先用地候補としていた。

このような経過をへて移転が行なわれた。

昭和45年12月に中之郷に移転したのは14戸のうち11戸であり、3戸は町外に移転した。そして昭和46年12月に中之郷に移転したうち9戸が東野に移っている。

この東野の移転先では、東野部落からの要求で独立した行政区を希望することなく、東野部落の一員として同化する方向がとられた。針川の氏神である八幡神社は、東野の神社に合祀され、神事やその他の共同作業も全て東野部落の要求にしたがっている。

このように移転先の東野の要求を容易にうけ入れられたことは、既に針川が独立して存続しなくてもよい状況が生まれていたものであり、それは前章で述べてきたよう大部分の共有林の売却によって生じた共同体的結合の崩壊が大きな要因であろうと考えられる。

尾羽梨の場合、奥川並さらに針川の移転時のように部落一体となって移転しようという指向さえなかったように思える。

奥川並、針川の移転以後、ずるずると移転しようという気運が生じた。それは町当局からの「受け入れをするから」という表明もあり、これらのことが一体となって移転へと進むのであるが、町当局からの積極的な指導も行なわれないうままであった。

移転すること自体については、反対はなかったものの、移転先については、各人ばらばらであった。

町当局の計画は、針川の場合と同様に中之郷→東野という2段階で移転が行なわれることが決まっていたが、最終的な移転先である東野との話し合いも全く行なわれず、針川のように神社の合祀も行なわれていない。

さて、尾羽梨に続いて昭和47年に移転が計画されていた鷺見、田戸、小原の場合、

鷺見については、積極的に移転しようとする人もいるが、大部分の人が反対している。しかし、もう住み続けていく気のある人はほとんどいず、将来は移転しようと考えている人が大部分であり、中には中之郷の公営住宅に入居している人、東野の移転地の土地を購入している人もいる。

鷺見の場合、現実的な問題は移転の資金確保ができるかどうかにある。ここでは針川、尾羽梨と同様に部落共有林(約1000ha)の処分を考えている。すなわち売却のために保安林の指定の認可をうけ、これを国に買いあげてもらおうという方法をとっている。昭和45年頃より保安林指定を申し出、現在保安林に指定されている。そして買い上げの申請を行ない、その結果を待っている。**

このような状況の中で、昭和47年暮に町当局の係員から「共有林の処分を行なうならば、

* 正式に売買契約が結ばれたのは、昭和46年2月26日であり、売却代金を入手したのは、その後である。

** 昭和48年8月現在、国への保安林買入れの申し出は却下されている。このため自分達の共有林でありながらの伐採もできない状態である。

今のうちに部落ぐるみで移転してはどうか」というすすめを行なっている。このことは、針川、尾羽梨の例からも見られるように、部落共有林を売却し、売却代金が入金することが決まった後には、部落のまとまりが著しく悪化するということがわかったためであろう。

しかし住民は、既に部落ぐるみの移転は難かしいと考えているようである。昭和48年8月現在、鷺見の戸数は8戸で、冬期には町中心部に下宿している人もいる。

田戸、小原については、共有林も他の部落と比較して少なく、これを売却して資金とするとしても不足する。ここでも現実には、資金調達が最大の問題である。

これらの3集落においては、移転資金の確保が一番の問題であり、これがために計画が中断しているといえよう。そしてこの移転資金をダム建設の補償金をあてたいという考え方も一方にある。

これは、昭和43年琵琶湖総合開発の一環として、琵琶湖の水源確保として小原地籍にロックフィル・ダム建設計画がもちあがったためである。昭和44年から昭和46年にかけて地質調査のためのボーリング調査等が行なわれた。しかし地盤および貯水量に問題があり、昭和47年、小原地籍ダム建設に変わって管並地籍建設に計画変更されている。しかし管並では住民こぞって絶対反対を表明し、計画は中断している。

このため自己資金をダム水没補償金に求めるという方法も現在のところ早急に行なわれる望みもない。

このような中で、町当局は3集落に対し移転するかどうかの意志を確認し、現在のところ移転が行なわれないとの観測のもとに、昭和48年春、東野の移転先用地の競売を行なっている。

そして今後集団移転の話が出れば、いつでもその用地を捜し、提供するものであるとの表明を行なっている。

§ 3.3 集落再編成についての住民の意識

町当局は奥川並が移転したあと、昭和45年5月に同年中に移転を予定していた針川はじめ、尾羽梨、鷺見、田戸、小原の五集落と旧片岡村地域の中河内半明地区を加えた6集落69世帯の世帯主に対して、集落移転について、どのように考えているかの意識調査を行なった。

これはⅡ § 2.3. で述べてきた「住民意識アンケート調査第2部」であり、その結果について見ることにしよう。

アンケートの問いは、集落移転に対する考え方を、直接的に

- ① 集団移転した方がよい
- ② 町村外へ移住する
- ③ 移住することはむずかしい
- ④ このままでよい
- ⑤ わからない

という五項目の答を用意してたずねている。その結果は、表14に示した通りであり、移転したいと考えて①②と答えた人が半数を占めている。③と答えた人達の理由は、表15に示す通りである。

過半数の人達が「移転費用に困るから」との理由であり、「農林業の経営に困る」とか、「先祖伝来の家敷や墓があるため」という理由は極めて少ない。おそらくこれらの人達は、

表14 集落移転に対する考え

集 落 名	集団移住した方がよい	町村外へ移住する	移転することはむずかしい	このままでよい	わからない
小 原	—	—	9	—	—
田 戸	3	1	4	—	—
鷺 見	10	1	6	—	—
尾 梨	1	1	6	1	1
針 川	12	1	1	—	—
半 明	4	1	6	—	—
計	30(44%)	5(7%)	32(46%)	1(1%)	1(1%)

表15 「移転することはむずかしい」と答えた理由

集 落 名	農林業の経営に困る	先祖伝来の家敷や墓があるから	移転費用に困るから	としよりが賛成しない	そ の 他
小 原	—	—	9	—	—
田 中	1	—	3	—	—
鷺 見	—	1	5	—	—
尾 梨	—	—	5	1	—
針 川	—	1	—	—	—
半 明	2	—	3	—	1
計	3(9%)	2(6%)	25(78%)	1(3%)	1(3%)

移転によって得られる生活環境の改善というメリットを持つことを肯定しながらも、移転費用の調達、さらには移転後の新たな生活における圧迫条件になるであろう移転費の返済、生活費の増加に伴う負担の増大等に対する不安として生じ、③に集約されたと言えよう。

また①の集団移住した方がよいと答えた人は、新たな土地に住む不安を旧来からの連帯関係を保ち、近隣の相互扶助関係によって解消したいと望むものであろうと思われる。さらに集団移住を望む人達の移住後の希望職業は表16に示す通りである。

賃金、俸給者になることを希望する人が圧倒的に多いという特徴を示しているが、集団移

表16 「集団移住した方がよい」と答えた人の移転後の希望職名

集 落 名	農林業	自 営	賃金・俸給者	その他
小 原	—	—	—	—
田 戸	1	—	2	—
鷺 見	—	—	10	—
尾 梨	—	—	1	—
針 川	1	1	9	1
半 明	—	—	3	1
計	2(7%)	1(3%)	25(83%)	2(7%)

表17 「集団移住した方がよい」と答えた人の現職と希望職

現 職 \ 希望職	農林業	自 営	賃金・俸給者	その他
	農 林 業	2	1	9
自 営	—	—	—	—
賃 金・俸 給 者	—	—	15	—
そ の 他	—	—	1	—
計	2	1	25	2

住を希望した人の現職業別に分類してみると表17のようになり、農林業についている人達の中では若干のちらばりがみられる。しかし、現在賃金、俸給者である人が、それ以外に転職しようとする傾向は全くみられない。

さて、針川、尾羽梨についてみると、

針川では、このアンケートが行なわれた時点では、既に町当局に対して集落移転の申し出を行っているので、これがこのアンケートにも現われて①の回答が大部分を占めているのであろう。

尾羽梨では、この時点では部落内部でも移転するかどうかの話は行なわれておらず、また村当局からも積極的な指導は行なわれていなかった。そして内容的にも表14のようで回答にちらばりがあり、移転に対しては否定的な見方をしている人が過半数を占めている。

§3.4 事業における問題点

余呉町の集落再編成事業は、前節において見てきたような経過をへて行なわれた。

たしかに、移転によって得られた交通・医療・教育等の面での不安解消は大きなメリットといえよう。

しかし、それで問題が全て解決したかという点、まだ多くの問題が残されている。それらを指適し今後の課題としたい。

① 集落再編成が計画されるまでの問題であり、町当局の集落再編成に対する考え方である。いかに住民に対応してきたかという問題である。

② 集落再編成の集落移転を行なう過程での問題であり、即ち④移転資金の問題、⑤移転先用地、住宅の問題、⑥移転後の職業の問題、⑦跡地処理の問題である。

①の問題については、集落移転が住民からの申し出により行なわれるという形をとっているながらも、前節で見てきたように行政主導型で進められている。

村当局が集落移転の構想を持ちはじめたのは昭和42年頃からである。それゆえ村の基本計画や山村振興計画の中において、奥地6集落に対する振興計画は何んら立てられなかったのである。そして具体的に集落移転と決めたのは、昭和43年8月の山村振興調査会のコンサルタント意見書を得てからである。このように現地住民に対して何んら集落移転の話が進められる以前から町の方針は決まっており、それはとにかく奥地6集落の住民を町の中心部に移住させることであった。

集落移転が不可避的なものであろうとも、その目的は地域の生産、生活状態の振興、向上が第一であり、そのためには地域の産業、生活構造の再編整備がまず第一に考えられるべきであろう。

こういった点からも生産、生活の基盤としての役割をになうべき広大な部落共有林が、何んらの施策も出されないうちに売却されてしまったことには、やはり問題があるのではないだろうか。それは後述する移転費用の調査とも密接に関連してくることであるが、II §2.3.6で述べたアンケート結果からも地域の期待する産業として「林業」と答える人が50%近く存在すること、そして、それも分収造林という形態を望んでいるということからも、部落共有林のはたす役割は大きかったといえよう。

このように行政主導型で集落移転の計画が立てられていたが、一方、地域住民も山村振興計画に対しても積極的な対応がないまま、村当局の計画に乗ってしまった。それは住民に対

する行政指導が欠けていたともいえるのである。

また、昭和44年4月、奥川並が村当局に対して集落移転の申し出を行なったのを見ても、そこには部落ぐるみ新たな集落作りを行ない地域の振興という姿は見られない。その後は、村当局の方針のもとにすべてが進められてきたのである。

このように見てくれば、今回の集落再編成は新たな土地に移転し、そこで新たな部落、村づくりを行ない、農林業の基盤再生という方向性は見られず、単に過疎化にみまわれた辺地小集落の撤退であるといわざるを得ないのではなからうか。

次に②の問題では、集落移転と決まった場合第一には、移転資金の調達という形で現実的な問題が生じてくる。

針川、尾羽梨の例からみれば、分譲地購入費(91坪)36万円、個人住宅建設費464万円、計500万円であり、このうち県の集団移住促進資金貸付金(年利4%内2%町負担)150万円と自己資金350万円を要した。このように多大の自己資金が必要であり、さらに移転後の生活費の増大と貸付金の返済という圧迫条件が重なってくる。

このために、今回の場合は部落共有林を売却せざるを得なかったのであり、このことは部落共有林を媒介として保たれた部落のまとまりを著しく悪化させるという現象をも引き出しているのである。

この事業が過疎法の適用を受けない事業であり、また過疎地域の指定をうけても過疎対策集落整備事業では、移転戸数20戸*以上の集落の全戸移住に対して、国からの補助が行なわれるものであり、今回のような小集落の場合には適用されないのである。移転者自身の自己資金もさることながら町当局にとっても今回のように、宅地造成等の援助は財政的にも苦しい町にとって著しい負担となっているのであり、これら小集落に対する補助、融資制度の枠の拡大が早急に必要となっているのである。

次に移転先用地、住宅の問題では、移転後の職業と大いに関係している。今回の場合移転後に農林業で生活するという希望もなく、またそのような指導も取られなかったため、より工場就業に便利な場所が選ばれたといえる。

そのため、住宅も東野に代表されるように農林業から全く切りはなされた構造をもって指導された。しかし、移住した人達の多くは20~30aの水田や畑を借りて耕作している。このことからして住宅地は単に住宅建設用地だけでなく、住宅のほか共同の家庭菜園、共同農舎等を配置させる必要があったのかもしれない。

また奥川並の移転先である今市元電々公社々宅、針川・尾羽梨の移転先であった公営住宅においては、床面積の狭少さが問題となるであろうし、ここでも東野の移転先と同様に農林業を行なう上で、その機能をみたすのには十分ではない。

さらに針川、尾羽梨の場合には、部落共有林の売却によって部落のまとまりは悪化し、その上さらに公営住宅に一時入居、そして自己資金のあるものから順次個人住宅を東野に建設という2段階の移転が行なわれることによって、移転者内部にも階層格差が生じやすい状況が生まれている。

また、移転先集落との関係では、受入れ側の移転先集落は、移転してくることに

* 49年度からは「10戸以上」に変更

対はなかったものの、移転先集落の地域内で一つの行政区を作られることには強力な反対がなされている。

集落地域内での対立の根元にもなりかねないとしての反対であり、町当局も同様な考え方で、部落行政上支障をきたすからという理由で反対している。このような考えのもとに、移転先での公共施設も移転先集落のものを使用すればよいとの方針がとられているのである。

移転後の職業の問題については、今回の場合当初から移転先での農林業という考え方はなされず、もっぱら工場就業ということが考えられてきた。

しかし実際には、奥川並の移転時に電子工場を誘致し、女子の就業の場の斡旋を行なったが、男子については全く就業斡旋は行なわれていない。さらに針川、尾羽梨については全く放置されている。やはり工場就業を目標におくならば、よりきめの細い就職者対策が立てられるべきであろう。具体的には就職可能者の求職希望調査や町内および周辺市町村の企業の求人調査や実地見学等の企業労働の実態調査等をふまえた職業指導が行なわれるべきであり、特に中高年令者の転職が主であり、その賃金や就労条件に対する不安に対処する必要があるであろう。

しかし工場就業を住民が望んでいたとしても、全く農林業を放棄する気持があったかは疑問である。すなわち前述したように移住者の大部分が20～30 aの耕地を借りて耕作している事実、またⅡ § 2.3.6に述べられた期待する産業としての林業をあげる割合が高いことから示されるのである。

さらに跡地処理の問題については、現在のところ各個人にまかされている。そして何らその利用は行なわれていない。

町当局は自然休養村の計画を立てているが、単に構想だけでにとどまっているにすぎない。

お わ り に

余呉町の集落再編成事業にかかわる問題は、前章までに述べてきたように幾多の問題点を指摘することができる。

そして、このような問題点をかかえて行なわれた今回の事業は、Ⅰ § 1.2で述べてきた筆者らの集落再編成についての見解からみれば、部落のまとまりとか部落の社会経済的な面での再編成ということが欠けていたように思われ、単なる集落の移転に終始したと言えよう。

そして、これを名実ともに集落再編成とするには、住民からの主体的な集落再編成へのとりくみと住民の新たな組織作り、そして、それに対応した町当局の住民の意向をくみとり、よりきめ細かい指導・財政的援助があって初めて可能となるものであろう。産業についても同様であり、山村地域の特性を生かした生産構造を作り出すことが必要であらう。

本研究は、筆者が昭和48年度、内地研究員として、京都大学在留中に行なったものであり、京都大学西口猛教授に全般的な御指導を得た。また本調査・研究においては、今井敏行助手から幾多の御指導・御教示を得た。さらに、調査を行なうにあたり、余呉町役場の畑野佐久郎氏には資料その他で、ひとかたならぬ御世話をいただき、また、各集落の多くの皆様に御協力をいただいた。

これらの方々に深く感謝の意を表する次第であります。

参 考 文 献

- 1) 過疎地域対策緊急措置法第3条4項
- 2) 乗本吉郎：農山村地域開発と集落再編成 日本の農業75 S46.3
- 3) 渡辺兵力：山村集落の構造分析と再編成問題(Ⅱ) 山村振興調査会 S45
- 4) 岩手県地域開発研究会：集落再編成実現への道 東北開発研究 Vol. 10, No. 1, 2.
- 5) 安達生恒ら：美作山村の集落構造と山村開発センター 山村振興調査会 S45
- 6) 建設省計画局長通知：「地方生活圏について」 昭和44年6月13日
- 7) 安達生恒：過疎の進行と対策の新しい視座 経済評論 S46.10.
- 8) 前掲 1)
- 9) 宮本常一：山に生きる人々 未来社
- 10) 滋賀県市町村沿革史 第4巻余呉町 S35.7.
- 11) 余呉村：余呉村山村振興計画書 S43.2.
- 12) 滋賀県地方課：市町村建設計画の概要(1) S43.4.
- 13) 加藤俊次郎：余呉村診断補記 昭和43年度山村振興コンサルタント意見書
- 14) 桑原正信：余呉村部落集団移住への所見 昭和43年度山村振興コンサルタント意見書
- 15) 前掲 13)

On the Reorganization of Villages
— Problems and Background in Yogo-cho, Shiga Prefecture —

Kazuhiro KIMURA

Laboratory of Agricultural Engineering, Fac. Agric., Shinshu Univ.

Summary

Recently, many towns and villages has been reorganized. These projects are almost accompanied with the transmigration.

We has investigated the problems and the background of the reorganization of villages in Yogo, Shiga prefecture.

We report about these outline.

This report is composed of three parts,

- (1) the background of reorganization of villages,
- (2) the feature and the evolution of the district,
- (3) some problems on practice of the reorganization,